

平成 28 年 3 月 14 日

足 立 区

足立区公契約条例に定める労働報酬下限額の取扱いについて

足立区公契約条例第 9 条により定める労働報酬下限額における、複数年にわたる工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る労働報酬下限額の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 平成 28 年度以降に対象となる、複数年にわたる工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額については、その年度ごとに定める最新の下限額を適用する。
- (2) 平成 27 年度以前に対象とした、複数年にわたる工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額については、入札の公告または通知をした年度の労働報酬下限額が最新の最低賃金を下回った場合、その年度以降の労働報酬下限額は最新の東京都における最低賃金とする。

以上